軽自動車特定整備事業			操縦装置								
			制動装置								
			緩衝装置								
			連結装置	2.5メートル以上	4.7メートル以上	4.5平方メートル以上	2.5メートル以上	4.7メートル以上			
		電子制御装置整備	運行補助装置						２メートル以上（２メートル以上）	5.5メートル以上（４メートル以上）	
			自動運行装置								

備考

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五（第五十七条関係）

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備		
作業機械等 ＼ 対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○			小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号、第３号及び第４号に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) チェーン・ブロック	○						○			
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○				
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○			
	(6) 充電器	○									
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○			
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) 水準器								○	○	

軽自動車分解整備事業			操縦装置								
			制動装置								
			緩衝装置								
			連結装置	2.5メートル以上	4.7メートル以上	4.5平方メートル以上	2.5メートル以上	4.7メートル以上			

備考

二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五（第五十七条関係）

対象とする装置の種類 ＼ 作業機械等		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結	連結装置	
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号、第３号及び第４号に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) チェーン・ブロック	○						○	
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	(6) 充電器	○							
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	